

農地耕作条件改善事業

【令和6年度予算概算決定額 19,843（20,043）百万円】

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせ支援します。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

1. 地域内農地集積型

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を支援します。

2. 高収益作物転換型

基盤整備と一体的に行う輪作体系の検討や実証展示ほ場の運営、高収益作物への転換に向けた計画策定から高付加価値農業施設の設置など営農定着に必要な取組を支援します。

3. スマート農業導入推進型

基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等、スマート農業の導入について支援します。

4. 病害虫対策型

病害虫の発生予防・まん延防止に資する農地の土層改良や排水対策等を支援します。

5. 水田貯留機能向上型

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備を支援します。

6. 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援します。

※土層改良にバイオ炭を使用することが可能（1～6の事業）

※整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、農地整備・集約推進費の活用が可能（1、2の事業）

※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能（2の事業）

（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

【実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上 等

<事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善の支援



畦畔除去



暗渠排水



土層改良

高収益作物への転換に向けた取組支援



高付加価値農業施設の設置



技術研修会

スマート農業導入の支援



GNSS基地局設置



自動操舵システム導入

「田んぼダム」の取組支援



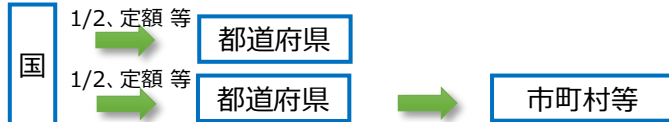
落水口と堰板の整備

病害虫対策



客土・反転耕

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

農地耕作条件改善事業（1/3）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、**農地中間管理機構等による担い手への農地集積を推進**するとともに、**生産効率を向上させ、高収益作物等の営農定着に必要な取組を支援**することが重要。
- このため、**多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善や、高収益作物への転換、スマート農業の導入促進、麦・大豆の生産拡大等**に向け、ハードとソフトの両面から機動的に支援。

実施要件

- ・**対象区域**：農振農用地のうち地域計画の策定区域等（農地中間管理機構との連携概要を策定）
- ・**事業主体**：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人 等
- ・**事業費200万円以上** ・**農業者2者以上** ・**使用する型の目標に沿った計画策定などが必要**

① 地域内農地集積型

きめ細かな整備とともに、農地中間管理機構による地域内への担い手への農地集積を推進します。

定額助成

（ハード）区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、末端畑地かんがい施設、用排水路や農作業道等の更新整備※¹
（ソフト）単年度当たり300万円迄の条件改善推進費 等

定率助成※²

（ハード）農業用排水施設、暗渠排水、土層改良※³、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全、営農環境整備、ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援
（ソフト）条件改善促進支援、農地整備・集約推進費 等

※¹ 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当。R5年度単価は、区画拡大（25万円/10a等）、暗渠排水（19万円/10a等）など

※² 定率助成の補助率は、平地50%、中山間地域55% など

※³ 土層改良にバイオ炭を使用することが可能（①～⑥の事業型共通）

② 高収益作物転換型

地域内農地集積型の支援内容に加え、高収益作物転換のための計画策定から高付加価値農業施設の設置など営農定着まで必要な取組を支援します。

【**実施要件**】 受益農地の1/4以上を新たに高収益作物に転換すること

定額助成

（ハード）①地域内農地集積型の定額助成メニュー
（ソフト）条件改善推進費、高収益作物への転換支援※⁴、新植・改植及び幼木管理支援、早期成園化、経営の継続・発展支援※⁵、園芸作物モデル産地形成支援※⁶ 等

定率助成

（ハード）①地域内農地集積型の定率助成メニュー、小規模園地整備（盛土、園内道整備等）
（ソフト）条件改善促進支援、高収益作物の導入支援※⁷、高付加価値農業施設の設置、機械作業体系導入支援、農地整備・集約推進費、高収益作物導入促進費 等

※⁴ 単年度あたり300～500万円迄を支援

高収益作物転換プラン作成支援（最大2年間）、高度な技術指導（施設園芸における地中熱ヒートポンプ（浅層採熱方式）の導入など、先進技術の導入のための専門家による技術指導に係る経費の支援）、技術習得方法の検討と実践、技術者育成、試験販売等の経営展開支援、現場での研修会等

※⁵ 大苗の育成支援、代替農地での営農支援、省力技術研修支援 等

※⁶ 実需者ニーズに対応した品種の導入試験、GAP・トレーサビリティ手法の導入 等

※⁷ 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械のリース 等

きめ細かなハード整備



畦畔除去



水路の更新



高付加価値農業施設の設置



実証ほ場

農地耕作条件改善事業（2/3）

③ スマート農業導入推進型

スマート農業に必要なGNSS基地局の設置とスマート農業の導入に必要な基盤整備等を支援します。

スマート農業導入推進支援助成内容

（ハード）GNSS基地局の整備（必須）、「①地域内農地集積型」の定額及び定率ハードメニュー

（ソフト）条件改善推進費（定額）、トラクタへの自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入、基地局の整備に必要な調査・調整支援、条件改善促進支援等（定率）



GNSS基地局設置



自動操舵システム導入

④ 病害虫対策型

病害虫は一度まん延すれば地域農業に甚大な被害を及ぼすため、その発生予防やまん延防止に向けた対策を支援します。

【事業実施区域】植物防疫法に基づく発生予防情報において、警報・注意報・特殊報の発表された区域

病害虫対策のための土層改良

（ハード）反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水（定額）、「①地域内農地集積型」の定額及び定率ハードメニュー

（ソフト）条件改善推進費（定額）、条件改善促進支援（定率）等



客土・反転耕

⑤ 水田貯留機能向上型

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備を支援します。

【事業実施区域・要件】・流域治水プロジェクト、治水協定等が策定され、流域治水対策を実施する地域
・地区内の5割以上の面積での「田んぼダム」の実施

「田んぼダム」実施に向けた整備

（ハード）「田んぼダム」実施に向けた畦畔の更新、排水柵の設置（定額）、「①地域内農地集積型」の定額及び定率ハードメニュー

（ソフト）「田んぼダム」実施に向けた地元調査・調整経費、堰板購入等（単年度当たり300万円迄）、条件改善促進支援（定率）等



排水柵と堰板の整備

⑥ 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用の実現に向けて、ゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援します。

【事業実施区域】農地中間管理事業を重点的に実施する区域等及びその周辺農地

多様で持続的かつ計画的な農地利用に向けた基盤整備

（ハード）粗放的農地利用整備（用地、作業道等の整備、土地改良施設の撤去等）（定額）、「①地域内農地集積型」の定額及び定率ハードメニュー

（ソフト）条件改善推進費（定額）、条件改善促進支援（定率）等

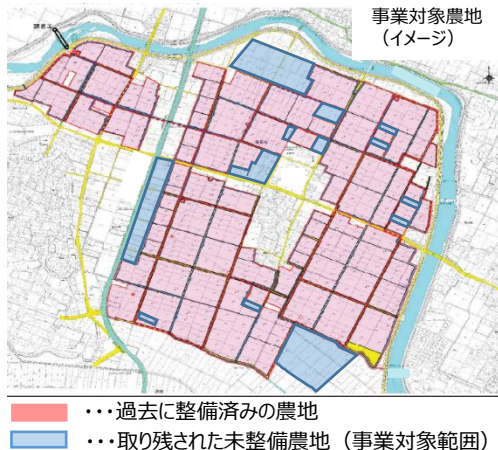


粗放的な農地利用

農地耕作条件改善事業（3/3）

〔農地整備・集約推進費〕（①地域内農地集積型・②高収益作物転換型）

- 基盤整備が進んだ地域に**取り残された未整備農地**は、周囲と比較し条件が悪いことから担い手が引き受けられず、結果として荒廃農地となって害虫や鳥獣被害の発生源となる等周辺の担い手の経営環境にも負の影響を及ぼすおそれが高いが、**周辺の担い手に集約しやすい立地条件**にあり、**基盤整備によって担い手へ集約**することで、**地域全体として、農業生産性が一層向上**することが期待される。
- このような未整備農地で実施する農地耕作条件改善事業の**農業者負担**に対し、**農地整備・集約推進費を交付**することにより、担い手への集積・集約化を一層推進する。



事業内容： 地域内農地集積型、高収益作物転換型を対象に定率助成のハード整備メニューの事業費の最大12.5%（全額国費）を交付。

実施主体： 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等

実施要件：

- ・過去に国費投入された地区に隣接し、過去に国費投入された農地に占める新たに整備する農地の割合が1/3以下となること
- ・以下の①又は②の期間が15年以上の農地
 - ①機構が借り入れている農地の農地中間管理権の期間
 - ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地の期間
- ・事業完了後3年以内に担い手への集積率を100%とすること。
- ・本推進費と経営転換協力金を重複して交付しないこと
- ・次世代農業発展計画の作成

〔高収益作物導入促進費〕（②高収益作物転換型）

- 主食用米の需要が減少傾向が続く中、既存の水田において、大区画化・汎用化をすすめ、畑作物、なかでも、**野菜等の収益性の高い作物への転換を図ることが重要**である。
 - 一方、高収益作物の導入は、ハードルの高いものであるため、高収益作物転換型において、**ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じ、高収益作物導入促進費を交付（国費負担：50%等）**することにより、高収益作物への転換を強力に推進する。
- ※ なお、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、高収益作物導入推進費として、全額国費による支援が可能。

高収益作物転換率に応じた助成

高収益作物転換率	助成割合
50%以上	12.5%
40%～50%	10.0%
30%～40%	7.5%

〔推進費・促進費を活用する場合のガイドライン〕

通常のガイドライン

事業主体	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営	50%	14%	21%	15%
改良区営	50%	14%	13%	23%

上記を活用する場合のガイドライン

事業主体	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営 改良区営	50%	15%	22.5%	12.5%

※標準的な負担割合
なお、北海道、沖縄県、奄美、
離島、中山間地域等については、
別の負担割合を設定